

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた自主取組宣言

当社は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく省令改正の趣旨および経済産業省・資源エネルギー庁が推進するLPガスの商慣行是正の取組を踏まえ、お客様に安心してLPガスをご利用いただけるよう、取引の適正化および料金の透明化に向けて、以下のとおり自主的に取り組むことを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

- 集合住宅の建物所有者（オーナー）や不動産関係者等に対し、正常な商慣習を超えた利益供与となる過大な営業行為は行いません。
- お客様の獲得・維持を目的として、エアコン、インターホン、Wi-Fi機器等のガスの消費と関係のない設備の無償貸与・無償設置は行いません。
- LPガス販売事業者の切替えを不当に妨げる契約条件の設定や、切替えの制限を目的とした違約金等の請求は行いません。

2. 三部料金制の徹底

- LPガス料金を「基本料金」「従量料金」「設備料金」に区分して算定し、それぞれの内容を明確にお示します。
- ガスの消費と関係のない設備（エアコン、Wi-Fi機器等）の費用は、LPガス料金に計上しません。
- 賃貸集合住宅においては、ガス消費設備（給湯器・ガスコンロ等）の費用についても、LPガス料金に計上しません。

3. LPガス料金等の情報提供（料金透明化）

- 標準的な料金メニュー（基本料金・従量料金の単価等）を、当社ホームページおよび店頭にて公表します。
- 検針票・請求書には、基本料金・従量料金・設備料金の内訳を分かりやすく記載します。
- 賃貸集合住宅への入居予定者等から、入居前にLPガス料金等についてお問い合わせがあった場合には、速やかに情報を提供します。
- 料金改定を行う場合には、改定の理由・内容を事前にお客様へ丁寧にご説明します。

4. お客様対応・社内体制の整備

- お客様からの料金・契約に関するお問い合わせやご相談につきまして、誠実に対応いたします。
- 本宣言の内容を全社員に周知徹底するとともに、必要に応じて見直しを行います。

当社は、上記の宣言内容を確実に実施し、LPガス取引の適正化と料金の透明化を通じて、お客様から信頼されるLPガス販売事業者を目指してまいります。

令和8年8月1日
株式会社 松浦商店